

1

いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るために、いじめについて次のように理解し、子どもが安心して学校生活を送られるように努めます。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ④ いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ⑤ いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ⑦ いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめの解消とは、
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月程度継続していること。
 - ・いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談等により確認されること。
- ⑩ 真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、当事者を含む集団が、好ましい活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、このような理解に立ち、学校、家庭、地域の連携の下、子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に努めます。またいじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるように努めます。

いじめ防止に係る基本方針や取組等について、全教職員の共通理解を図り、互いに心が通い合う学級づくり、集団づくりの推進に努めます。その際、子ども一人ひとりの自己存在感や自己有用感をはぐくむため、認め合い支え合う人間関係を築く体験活動等の充実を図り、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を育てるとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促します。また、自分の進歩や成長を実感できる「分かる・できる授業」づくりを推進します。

また、思いやりの心と規範意識を醸成するため、家庭や地域と連携して道徳教育の充実を図るとともに、情報モラル指導の充実に努めます。

（１）認め合い支え合う人間関係を築く体験活動等の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、丘の子活動（全校たてわり活動）、学級活動、学習発表会、宿泊研修、修学旅行等の充実を図ります。

（２）「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・生徒指導実践上の４つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を踏まえて、子ども一人ひとりが、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人ひとりの状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を通して、あたたかい人間関係と豊かなコミュニケーション力を養います。

（３）家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・道徳の授業を保護者に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・ＰＴＡの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

（４）児童会活動の充実

- ・「秋田市中学生『絆』宣言」を受けて策定した「丘の子３か条」を活用し、年間をとおして「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組を実施するとともに、機会をとらえて、保護者や地域の方に広く紹介します。

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等をおし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。また、学校生活アンケートの実施、効果的な活用を推進します。

.....

(1) 生活アンケート「丘の子ニコニコアンケート」の実施

- ・年2回（6月、11月）の生活アンケートにより、子どもの悩みや友人関係を適切に把握します。また、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。（ニコニコアンケートを毎月実施）

(2) 子どもとの面談「丘の子トーク」の実施

- ・生活アンケートの結果を基にして、年2回（7月、12月）学級担任が学級全員の子どもの悩みや不安等を聞き取ります。また、必要に応じて、保護者との連携に努めます。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となり、子どもや保護者の相談に対して、組織的に対応します。また、広域カウンセラーの積極的な活用を図ります。

(4) 「高清水小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・いじめ問題を学級担任が一人で抱え込まず、速やかに管理職等に報告・相談するとともに、「高清水小いじめ対策委員会」において、その情報を共有し対応を図ります。

(5) 全職員での情報交換

- ・子どもの気になる様子や出来事は、些細なことであっても軽視せずに、日常的に情報交換するとともに、職員会議後に全職員で情報の共有を図ります。必要に応じて関係機関の職員と情報交換します。

(6) 保護者との連携

- ・連絡帳、電話等で学級担任が中心となり保護者と密に連絡を取るとともに、必要に応じて複数職員による家庭訪問や面談を行い、対応に努めます。
- ・全校一斉の保護者面談を行い、情報を共有します。（7月）

学級担任が一人で問題を抱え込むことなく、支援チームにより組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で心からの反省を促します。また、いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力していじめの解消を図ります。

.....

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「高清水小いじめ対策委員会」をベースとした当該担任等を交えた支援チームをつくり、どの教師がどの子どもに対応するかなど、役割分担を決めます。

(2) 情報提供者の安全確保

- ・情報を提供してくれた子ども本人と保護者には、迷惑がかからないように丁寧に対応します。
- ・教師による見守りを継続的に行い、いじめの二次被害を防ぎます。

(3) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方から聞き取り、正確な情報をもとに事実関係を明らかにします。聞き取りは必ず複数で行い、被害・加害、日時、場所、内容、動機（要因）、きっかけ・背景、期間、回数等を明らかにします。
- ・いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもの成長を促す指導と支援に努めます。

(4) 広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じて広域カウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて秋田市教育委員会と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(5) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。

(6) 重大事態への対処

- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに秋田市教育委員会に報告し、調査等の対応について指示を受け、対処します。
- ・重大事態とは、次の状態を指します。
 - ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

5

いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、広域カウンセラー、学校運営協議会委員の代表による「高清水小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・ 教職員による会議を随時開催し、情報収集や協議を通じて共通理解を深めるなど、いじめ防止に向けた取組を推進します。

6

いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口等について、広くお知らせします。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・ いじめを含めた問題行動や子どもたちの生活の様子について、必要に応じて情報を提供し、保護者とともに考えるようにします。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・ 学年、学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 研修会、講演会等の実施

- ・ 外部から専門家を招いて、研修会、講演会などを開催します。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。
- ・ 「高清水小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域の方が随時確認できるようにします。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口等を紹介します。

月	主な学校行事や児童の活動	職員等の取組
4	任命式 1年生を迎える会	いじめ問題への対応についての共通理解 「丘の子の約束」配付 「いじめ防止基本方針ダイジェスト版」配付 感恩講との情報交換・訪問
5	運動会 Q-U 調査（5年生）	学校いじめ防止基本方針の見直し
6	修学旅行（6年生） 第1回丘の子ニコニコアンケート	丘の子ニコニコアンケートの活用 学校いじめ防止基本方針の共通理解 第1回高清水小いじめ対策委員会の開催
7	丘の子クイズラリー（たてわり活動） 丘の子トーク①（担任との面談）	夏季休業前の生活・安全指導 保護者との二者面談 Q-U 調査を活用した児童理解と学級づくり
8 9	陸上運動記録会（6年生） まんたらめ研修（5年生）	
10	学習発表会	秋季休業前の生活・安全指導
11	第2回丘の子ニコニコアンケート チームロープジャンプ大会（たてわり活動）	丘の子ニコニコアンケートの活用
12	チームロープジャンプ大会（上学年学級対抗） 丘の子トーク②（担任との面談）	冬季休業前の生活・安全指導
1		
2	ありがとう集会（6年生を送る会）	第2回高清水小いじめ対策委員会の開催
3		春季休業前の生活・安全指導
定期的 取組	【丘の子活動】 たてわり班による児童主体の活動（通年） 【丘の子の振り返り】 学習・生活についての自己評価（月1回） ニコニコアンケート（月1回）	【高清水小いじめ対策委員会】 ・情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認、記録の蓄積等 【各学年からの報告】 ・児童の共通理解（定例職員会議後） 【丘の子の振り返り】 ・児童の自己評価を確認（月1回）